

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省27-3-4)

政策名	3 対外経済		施策名	3-4 貿易管理			
施策の概要	○大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、厳格な貿易審査等を実施する。 ○国内の各業界や海外諸国からの規制に対するニーズを迅速・的確に把握し、国連安保理決議や国際条約等との整合性や法規制の在り方等を考慮しつつ、適正な貿易管理体制を構築し、我が国経済の健全な発展に寄与する。						
達成すべき目標	○適正な貿易管理体制の下で、厳格な審査や検査を実施することで適切な輸出入管理を行い、国内外の状況に応じて制度の見直し等を図る。さらに、我が国の貿易管理体制について国内外の関係者に対して効果的な普及啓発等を行い、国際的に円滑な貿易管理の構築に貢献する。						
施策の予算額、執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	432	445	472	544	
		補正予算(b)	▲ 4	▲ 4	478	-	
		繰越し等(c)	0	0	▲ 477		
		合計(a+b+c)	428	441	473		
執行額(百万円)		389	391	428			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国家安全保障会議・閣議決定) 外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について(平成27年3月31日閣議決定) 世界最先端 IT 国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)						

測定指標	1	外為法・貿易管理体制の企画・構築状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
								27年度	
	①平成26年度に策定された防衛装備移転三原則に基づき、個別事案に適切に対応。 ②国際輸出管理レジーム交渉に参加し、当該レジームにおける合意等に基づき輸出貿易管理令等を改正。 ③水銀に関する水俣条約等の担保のための輸出貿易管理令等を改正。 ④電子化の促進。					貿易管理の合理化・透明化に資する外為法・貿易管理体制の構築	達成		
	電子ライセンスによる通関割合	23年度	24年度	25年度	26年度			27年度	
		20%	34%	43%	49%	54%			
	2	外為法及び関税率法に基づく貿易審査状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
					27年度				
①安全保障理事会決議等に基づき、北朝鮮等に対して輸出入禁止措置を実施。 ②外為法に基づく申請に対して審査を実施。 ③外為法違反懸念者に対する審査を実施。 ④アンチダンピング関税の課税措置等の求めに対して調査を実施。					外為法及び関税率法に基づく貿易審査等の着実な執行	達成			
個別許可・承認等件数	23年度	24年度	25年度	26年度			27年度		
	47,637	42,868	43,773	44,768	47,497				
3	原産地証明制度等の企画・構築・執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
							27年度		
①原産地法に基づき第一種特定原産地証明書の発給を実施。 ②原産地法に基づき第二種特定原産地証明書を作成できる輸出者を認定。 ③自己証明制度を含めた原産地証明制度の普及活動を実施。					輸出貿易の健全な発展に寄与する原産地証明制度の着実な執行	達成			
特定原産地証明書発給数	23年度	24年度	25年度	26年度			27年度		
	119,192	153,217	183,365	206,304	234,288				

参考指標	1	海外における輸出管理セミナー開催件数	基準値	実績値					
			-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		-	3件	4件	3件	3件	-	-	-
	2	安全保障貿易管理説明会受講者数	基準値	実績値					
			-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		-	14,235人	11,671人	10,028人	9,007人	-	-	-
3	輸出管理内部規程(CP)届出企業数	基準値	実績値						
		-	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	-	1,463社	1,450社	1,451社	1,443社	-	-	-	

		(各行政機関共通区分)	目標達成
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	我が国経済等の発展に寄与するため、外国為替及び外国貿易法等に基づき、適切かつ必要最低限の貿易管理を実施するとともに、防衛装備移転三原則に基づく適切な対応をしたため。
	施策の分析		<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度は、平成26年度末に2年間延長された外為法に基づく北朝鮮への輸出入禁止措置を、税関・警察等と連携しつつ厳格に実施した。また、平成28年3月には、北朝鮮による核実験実施や長距離弾道ミサイル発射を受けての国連安保理決議を踏まえ、所要の政令改正等を実施した。 北朝鮮向けの輸出入禁止に限らず、国際条約締約国会議での議論等を踏まえた政令改正等を行い、国際条約等で規制対象となっている貨物の輸出入につき、厳格な管理を実施した。 我が国で初めて自己証明制度が導入された日オーストラリア経済連携協定(EPA)の発効を受け、同制度を含めた原産地証明制度の普及啓発を実施した。 平成27年度、アンチダンピング調査については、前年から引き続き1件の調査を実施し、1件の調査を新規に開始した。貿易救済措置の調査開始及び課税の可否を決定するにあたって必要な事項を判断するため、①EU、米国等、貿易救済措置を頻繁に行う国の関税賦課決定の内容及び調査過程の詳細、②調査手法のWTO協定整合性が争点となっている事案についてのWTO紛争解決機関の判断等について幅広く情報収集を行い、体系的に整理を行った。 防衛装備移転三原則に基づき、関係省庁との連携の下、個別の海外移転案件について移転を認め得るかどうか判断するにあたって、輸出管理当局として寄与した。 日本から輸出された製品が、海外の仕向先企業を通じて懸念国やテロ組織等に渡ってしまうことのないよう、輸出管理制度の整備が不十分な国・地域において、現地産業界向けに輸出管理向上の普及啓発を実施した。 企業・研究機関等の法令遵守については、適切な指導・処分を行うなど法令の厳格な執行を行うとともに、関係機関と協力し、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会を全国で実施し、輸出者の輸出管理体制整備に向けた普及啓発を行った。 世界市場及び日本市場における資産残高上位の外国投資ファンドや、投資活動の活発化が予想されるファンドを対象とし、各ファンドの概要及び活動実績について調査・状況を把握し、外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資の届出の審査(外国投資家による我が国企業への投資提案に対する調査分析)に資する情報として活用し、審査体制を充実させた。
	次期目標等への反映の方向性		<ul style="list-style-type: none"> 北朝鮮に対しては、引き続き、外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入禁止措置を厳格に実施していく。 国際条約等を踏まえた輸出入管理等について実施していく。 発効済みEPAにおいて採用されている原産地証明制度や平成28年2月に署名された環太平洋パートナーシップ協定(TPP)において採用された原産地証明制度について普及活動を行う。 設備過剰問題等を背景とした国際貿易ルールに反する輸出によって、国内産業に損害が発生する可能性がある中、これまでのアンチダンピング調査の経験も踏まえ、今後申請が見込まれる品目等に関して適切な調査制度設計を行い、貿易救済措置に係る調査に活用していく。 また、近年、設備過剰問題等を背景に、諸外国において貿易救済措置の活用が増加し、WTO紛争解決機関への付託も増加しているところ、協定整合的な調査の実現に向けて、情報収集、普及啓発に努める。 今後も東アジアの安全保障を巡る情勢は厳しいことが予測され、引き続き適切な安全保障貿易管理を実施していくことが課題となるところ、懸念国の調達活動に関する情報収集・分析や機微貨物・技術の懸念国への移転防止を徹底し、審査体制の強化を進め、これらに対応する適切な調査分析等を行い、政策立案に活用していく。 更に、我が国の輸出先であり、輸出管理制度の整備が不十分な仕向先国の産業界及び国・地域に対する普及啓発の実施は、我が国が国際社会の脅威となる懸念調達活動に加担しない為に不可欠であり、今後も適切な形で実施していく。 国内の企業・研究機関等に対しては、引き続き、安全保障貿易管理に関する資料配付や説明会を行うことにより、貿易管理体制構築を図る。 外国政府系ファンドを含む外国投資ファンドに加え、今後、投資活動の活発化が予測される事業会社等による投資提案について、投資グループの組織概要、我が国及び海外での活動実績等について最近の動向、当該投資家による諸外国の規制当局による対内直接投資の審査等について調査・分析を行い、外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等の届出の審査体制の充実を図る。
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価のあり方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
担当部局名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	政策評価実施時期	平成28年8月